

知多市自殺対策計画

平成 31 年度～平成 35 年度

～ 共に気づき つながり
いのちを大切にするまち ～

平成 31 年 3 月

知 多 市

はじめに

わが国では、平成 18 年に施行された「自殺対策基本法」に基づき、国を挙げて自殺対策を推進してきました。その結果、平成 10 年には、年間 3 万人を超えていた自殺者数は大幅に減少したものの、依然として年間 2 万人を超える水準となっています。平成 28 年には「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として位置づけ、市町村は地域の実情に応じて自殺対策計画を策定することとされました。

本市では、「誰も自殺に追い込まれることのない知多市の実現」を目指し、健康日本 21 ちた計画などの関連計画との整合を図り、「知多市自殺対策計画」を策定しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死とされています。自殺の背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、地域の様々な課題にきめ細かく取り組むことが必要です。

本計画では、「共に気づき、つながり、いのちを大切にするまち」を基本理念に掲げました。今後、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を包括的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、知多市保健福祉審議会及び知多市健康づくり推進会議をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月



知多市長 宮島 壽 男

目 次

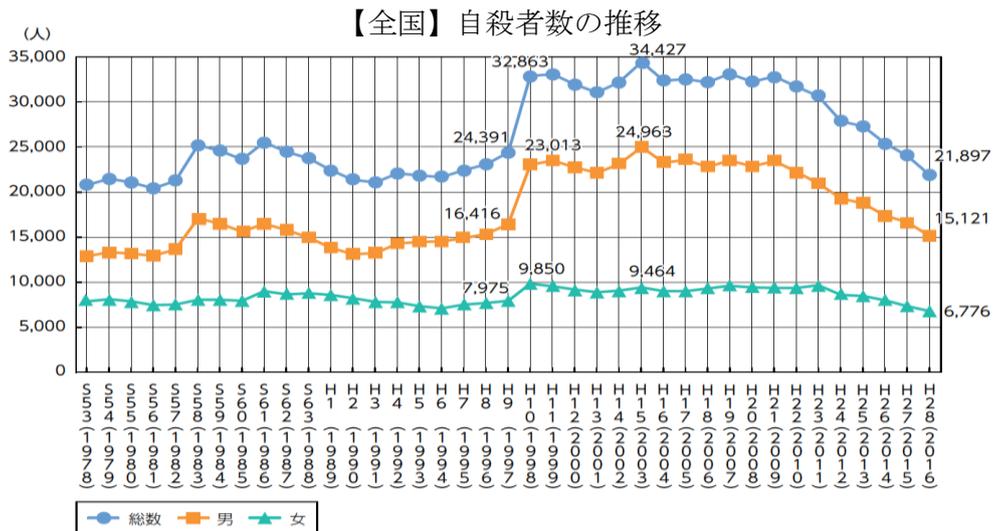
第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 知多市の現状と課題	
1 知多市の概況	4
2 自殺に係るデータ	8
3 現状と課題のまとめ	16
第3章 基本的な方向	
1 基本理念	17
2 基本目標	17
3 基本方針	17
第4章 いのち支える自殺対策における施策	
1 基本施策	21
2 事業一覧	24
第5章 計画の推進体制	
1 計画の推進	43
2 計画の進行管理	43
■参考資料■	
用語説明	45
知多市健康づくり推進会議設置要綱	47
知多市健康づくり推進会議委員名簿	52
知多市健康づくり推進会議作業部会委員名簿	53
知多市健康づくり推進会議等の開催経過	54

第1章 計画策定の趣旨

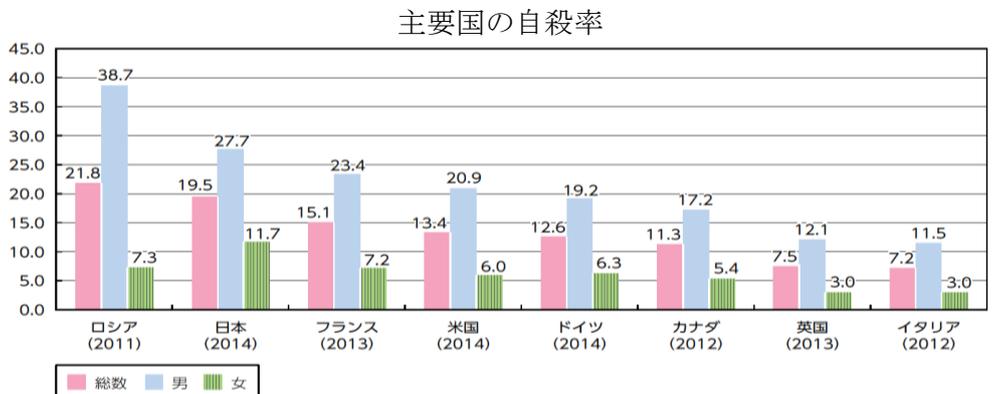
1 計画策定の背景

わが国の自殺者数は、平成10年に急増して以来、年間3万から3万5千人の水準で推移してきました。このような状況の中、平成18年に「自殺対策基本法*」が施行され、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。また、平成19年には、「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、現在も減少傾向にあります。以下「自殺率」といいます。）は先進諸国よりも高い水準にあります。

こうしたことから、平成28年4月に自殺対策基本法が一部改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとなりました。



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成



資料：世界保健機関「WHO死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成

*のついた語句は、「参考資料」の部に用語説明を記載しています。

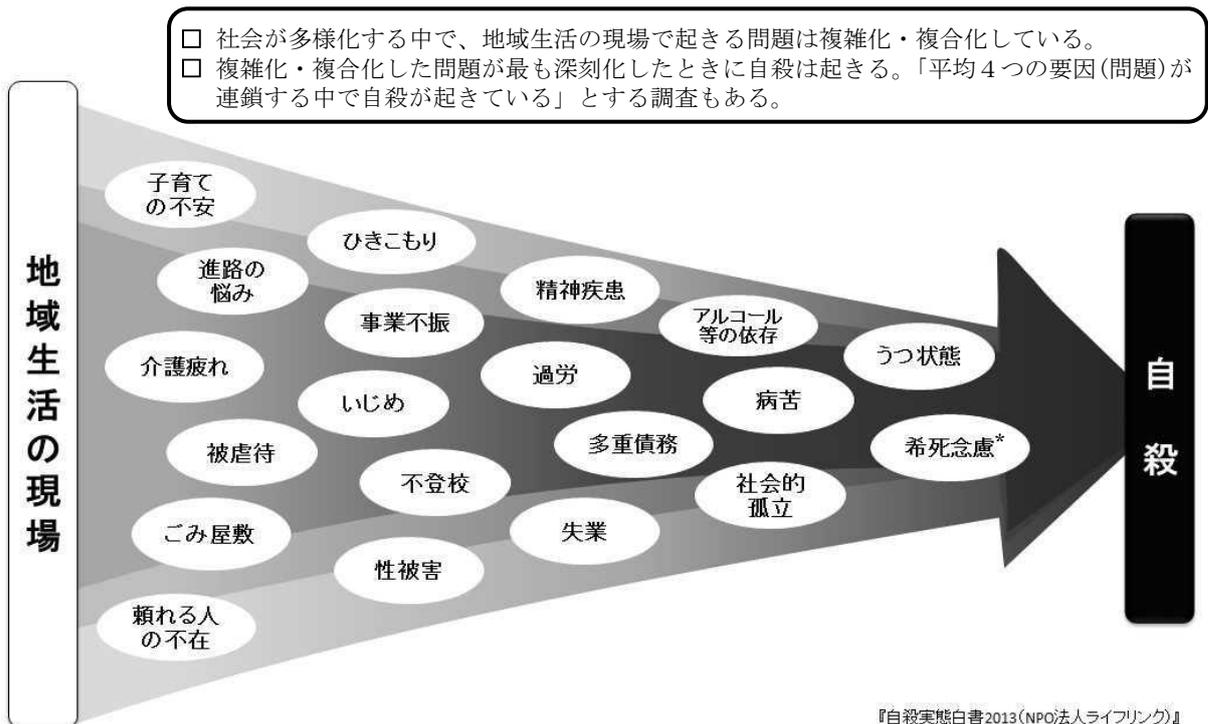
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景は、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。

本市においても、「健康日本21ちた計画」を策定し、この中で自殺者数の減少を目標に掲げ、「こころの健康相談」や「ゲートキーパー*養成講座」などのこころの健康づくりの推進に努めてきました。

今後さらに自殺対策の推進を図るため、本市における自殺の実態を把握し、その特性に応じた知多市自殺対策計画を策定します。

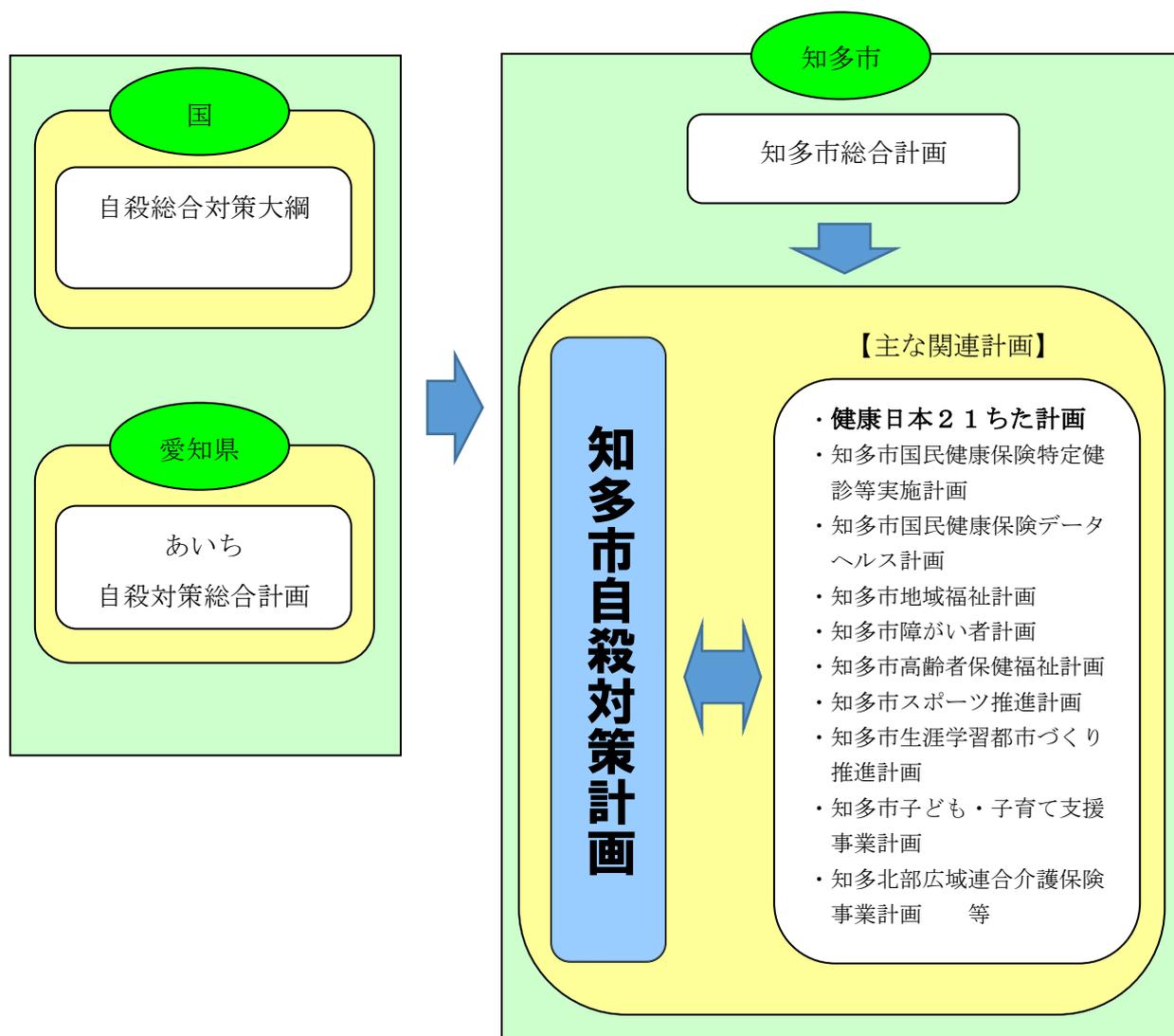
自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。国の定める「自殺総合対策大綱」及び愛知県の定める「あいち自殺対策総合計画」の趣旨を踏まえ策定しました。

本市における計画体系上の位置づけは、知多市総合計画を上位計画とした、自殺対策に関する個別計画であり、「健康日本 21 ちた計画」などの関連計画との整合を図り策定しています。



3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね 5 年を目途に見直しが行われることを踏まえ、計画期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

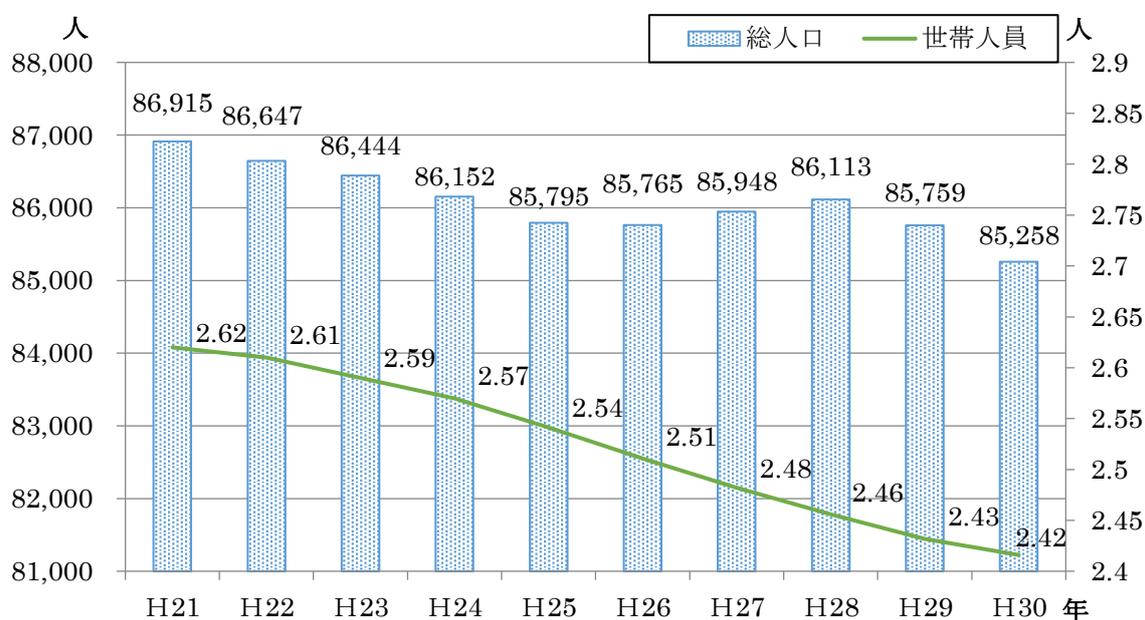
第2章 知多市の現状と課題

1 知多市の概況

(1) 人口と人口構成

本市の住民基本台帳による人口は、平成30年10月1日現在85,258人で、平成21年をピークにゆるやかな減少傾向にあり、一世帯当たりの人員は毎年減少しています。

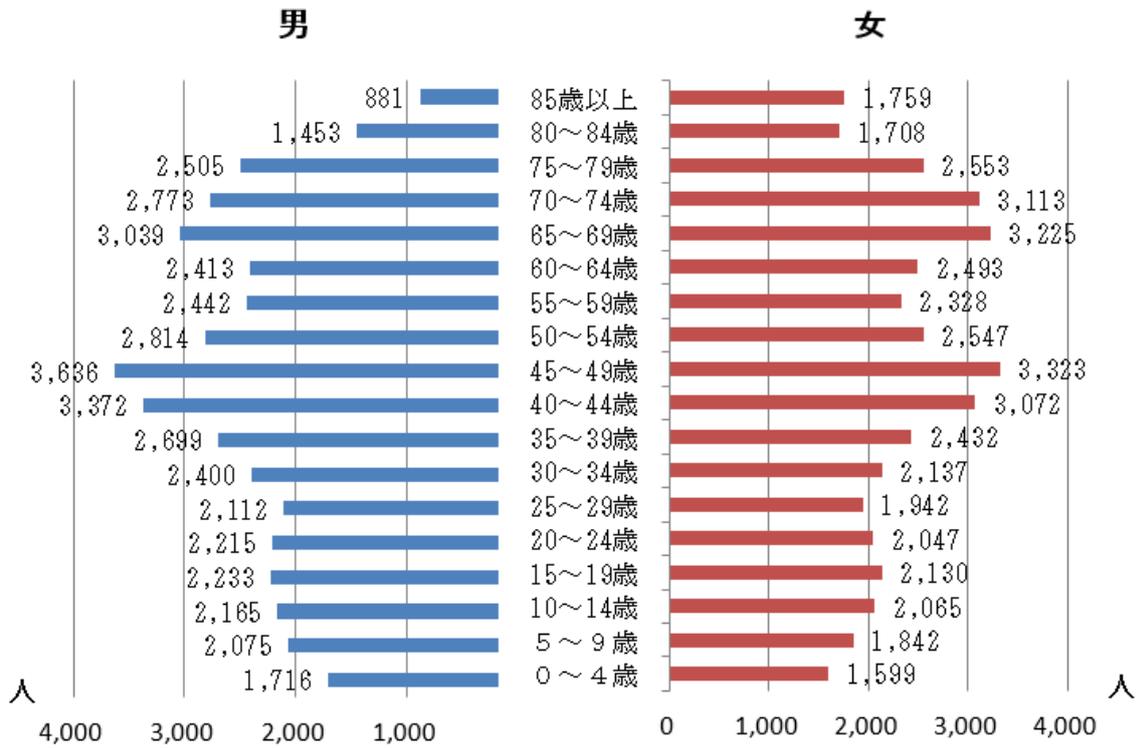
【知多市】人口と世帯人員（各年10月1日現在）



資料：H21～H23 住民基本台帳登録数と外国人登録数の合計
H24～H30 住民基本台帳登録数

5歳階級別人口ピラミッドは、「ひょうたん型」に近く、男女とも第1次ベビーブーム（昭和22年～昭和24年）に生まれた方を含む65歳から74歳の人口が多いことが分かります。さらに、第2次ベビーブーム（昭和46年～昭和49年）に生まれた方を含む40歳から49歳の層をピークに減少に転じ、少子化傾向になっています。

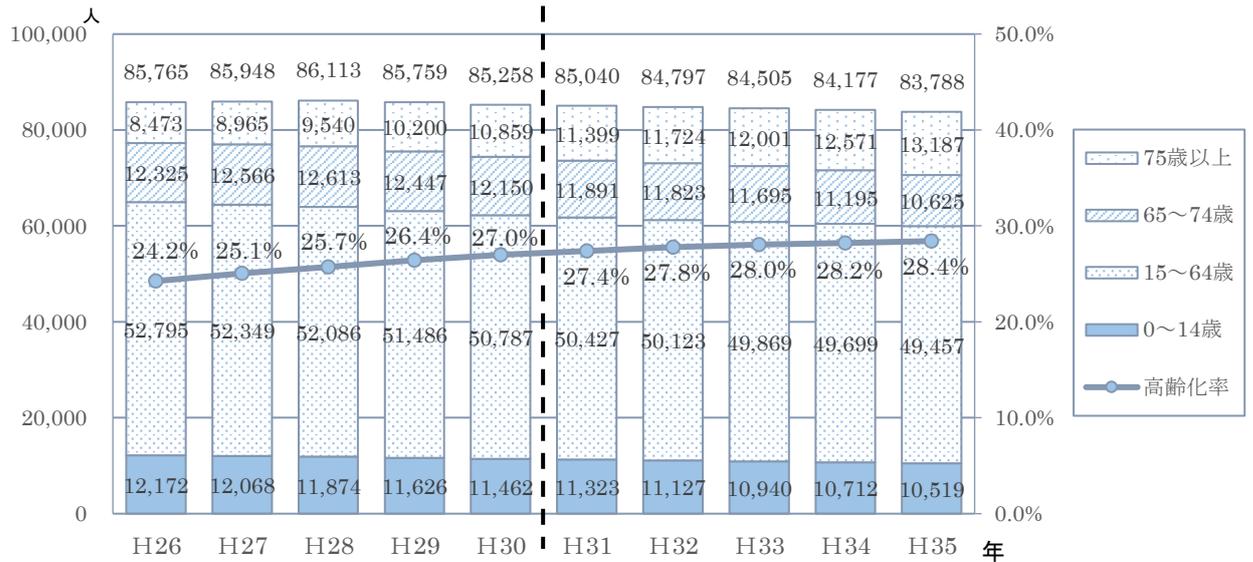
【知多市】5歳階級別人口ピラミッド（平成30年10月1日現在）



資料：住民基本台帳

本市の人口構成は、65歳以上の高齢者の割合が年々増加し、平成30年には27.0%となっています。将来の人口推計では、総人口は減少傾向となり、75歳以上の後期高齢者が増加することが見込まれています。平成35年には高齢化率*28.4%となり、さらに高齢化が進むと予想されています。

【知多市】人口構成と高齢化率の推移及び推計



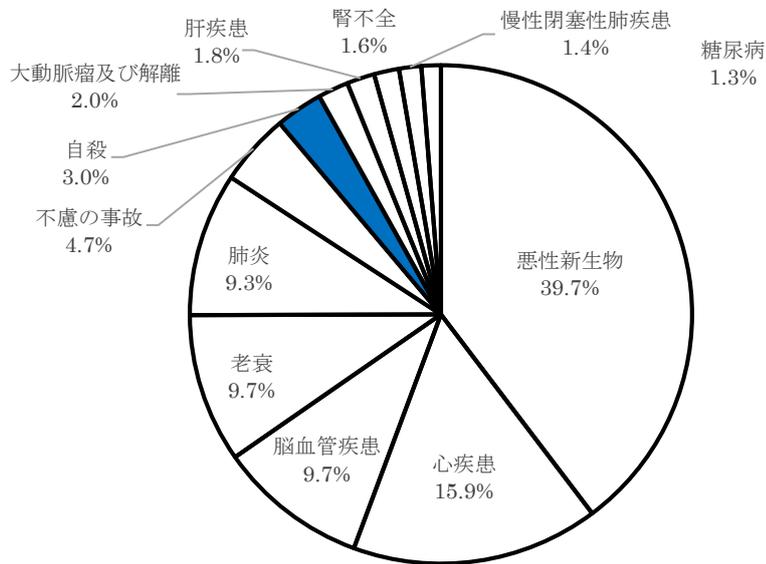
資料：H26～H30 住民基本台帳（各年10月1日現在）

※平成31年以降の人口は、平成30年10月1日現在の住民基本台帳登録数を基点として、コーホート法のセンサス変化率法*により推計した値です。

(2) 主要死因別割合

本市の主要死因別割合は、1位は悪性新生物、2位は心疾患、3位は脳血管疾患と老衰の順になっており、生活習慣病によるもので約6割を占めています。また、自殺は7位で3.0%となっています。

【知多市】平成28年主要死因別割合



資料：愛知県「愛知県衛生年報」

(3) 年齢階級別にみた死因順位

愛知県の10歳代から50歳代までの死因順位は、上位を自殺が占めています。

【愛知県】年齢階級別にみた死因順位・構成割合（平成28年）

年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数 (人)	割合 (%)	死因	死亡数 (人)	割合 (%)	死因	死亡数 (人)	割合 (%)
10～14歳	不慮の事故	5	23.8	自殺	2	9.5	悪性新生物	2	9.5
15～19歳	自殺	23	36.5	不慮の事故	18	28.6	悪性新生物	7	11.1
20～24歳	自殺	52	46.4	不慮の事故	23	20.5	悪性新生物	11	9.8
25～29歳	自殺	66	42.6	悪性新生物	27	17.4	不慮の事故	23	14.8
30～34歳	自殺	68	38.0	悪性新生物	38	21.2	不慮の事故	21	11.7
35～39歳	自殺	92	29.0	悪性新生物	90	28.4	不慮の事故	28	8.8
40～44歳	悪性新生物	171	31.3	自殺	91	16.6	脳血管疾患	48	8.8
45～49歳	悪性新生物	283	35.5	自殺	96	12.0	脳血管疾患	68	8.5
50～54歳	悪性新生物	414	40.8	自殺	91	9.0	脳血管疾患	83	8.2
55～59歳	悪性新生物	654	45.4	心疾患	121	8.4	自殺	89	6.2
60～64歳	悪性新生物	1,088	49.0	心疾患	207	9.3	脳血管疾患	138	6.2
65～69歳	悪性新生物	2,511	50.6	心疾患	484	9.7	脳血管疾患	293	5.9
70～74歳	悪性新生物	2,787	46.0	心疾患	596	9.8	脳血管疾患	345	5.7

資料：厚生労働省「人口動態統計」

※10～14歳の「自殺」と「悪性新生物」は同率2位。

55～59歳の第3位は「自殺」の他に、同率で「脳血管疾患」となっています。

2 自殺に係るデータ

自殺者数は年によりばらつきがあるため、年ごとの推移だけでなく、平成 25 年～平成 29 年の合計を合わせて示します。

※本章で用いるデータで特に記載のないものは、すべて内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に、市で一部を加工し、作成したものです。

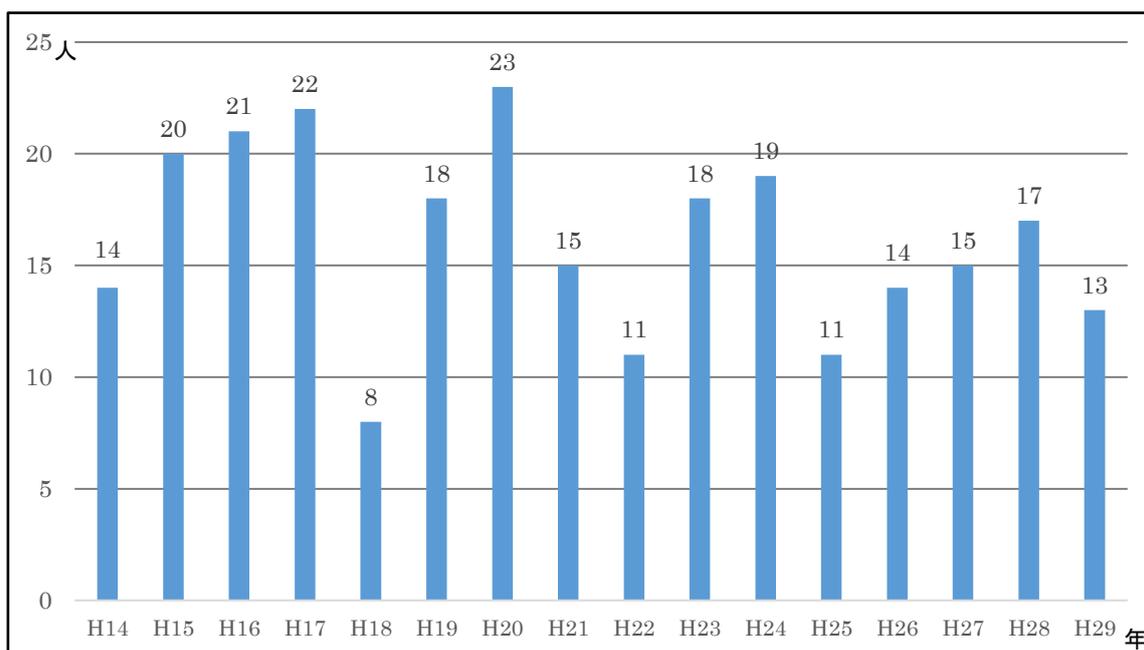
※本章において、「住所地」は、住民基本台帳法に基づく住民票を置いている場所を指し、「住居地」は、住民票の有無に関わらず居住実態のある場所を指します。

※自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、「人口動態統計」と「地域における自殺の基礎資料」が挙げられます。「人口動態統計」は、国内の日本人を対象とし、住所地を基にした統計である一方、「地域における自殺の基礎資料」は、総人口（外国人を含む。）を対象とし、発見地及び住居地を基にしています。

(1) 自殺者数・自殺率

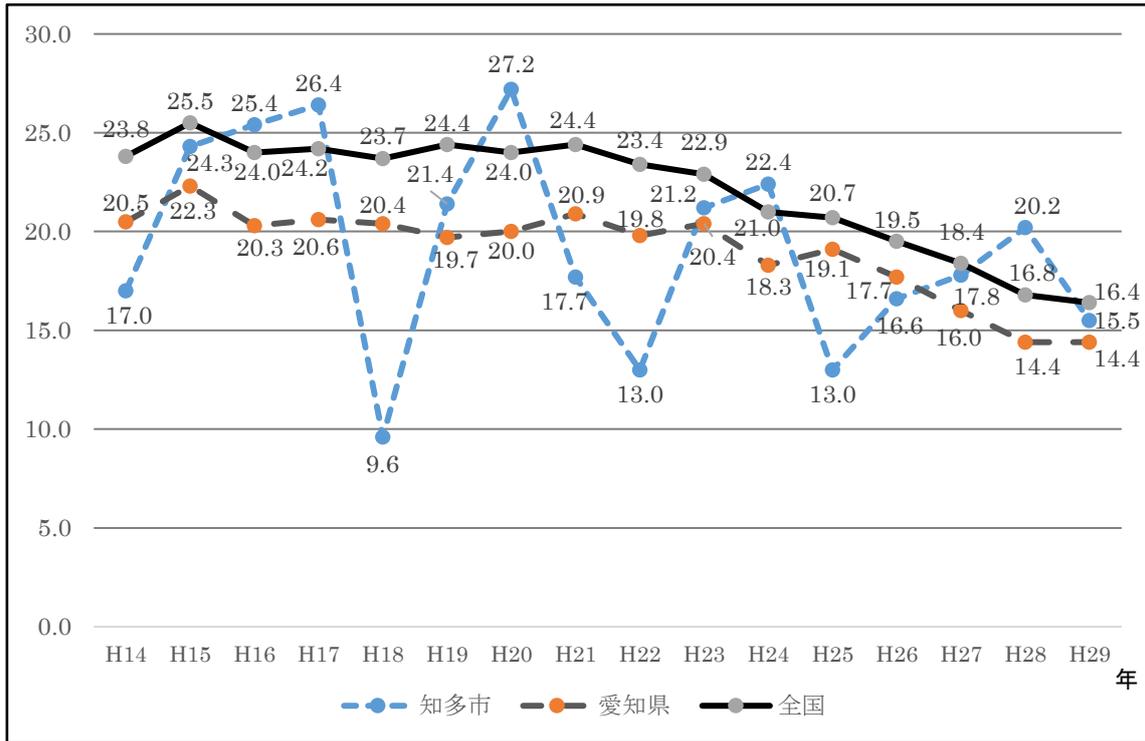
本市の自殺者数は、平成 14 年～平成 29 年の 16 年間の合計で 259 人となっています。自殺率は、ばらつきがありますが、全国、愛知県と同様に概ね減少傾向です。

【知多市】自殺者数の推移（平成 14 年～平成 29 年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

自殺率の推移（人口 10 万人対）

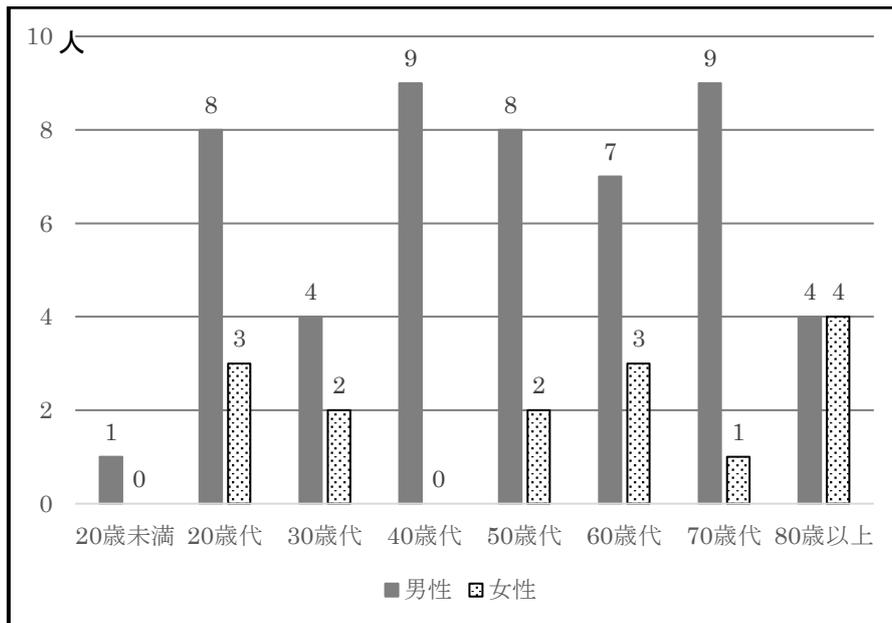


資料：愛知県「愛知県衛生年報」、厚生労働省「人口動態統計」

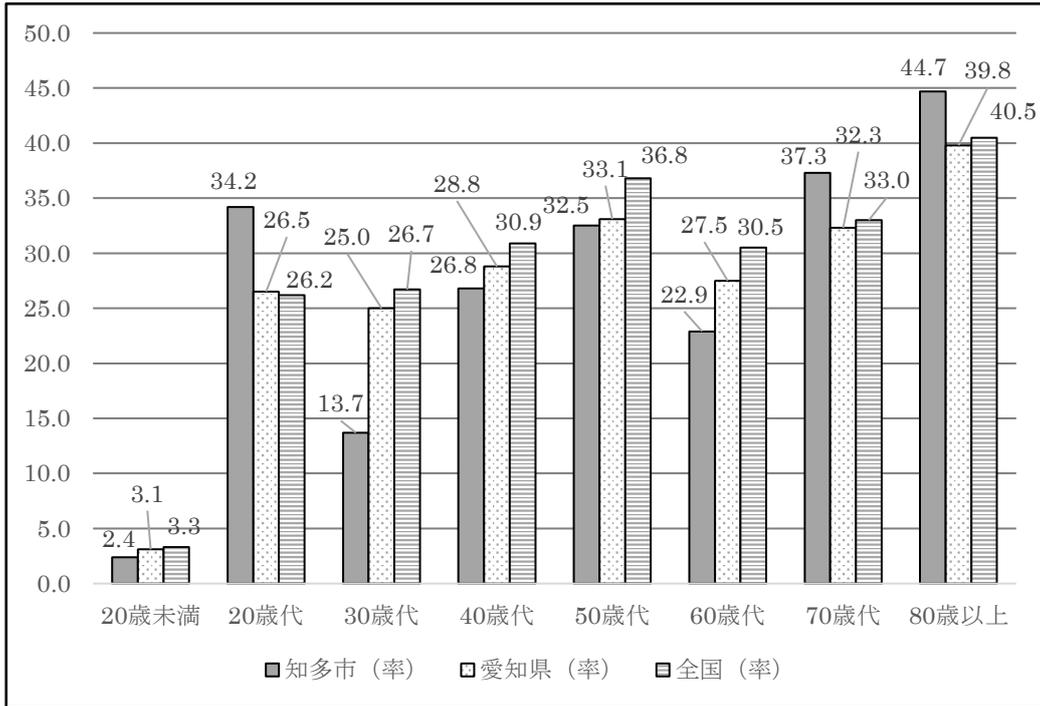
(2) 性・年代別自殺者数・自殺率

男女別で見ると、全国・愛知県同様、本市においても自殺者数・自殺率ともに男性が女性を上回っています。また、全国・愛知県と比べ、本市は 20 歳代及び 80 歳以上の自殺率が高い傾向です。

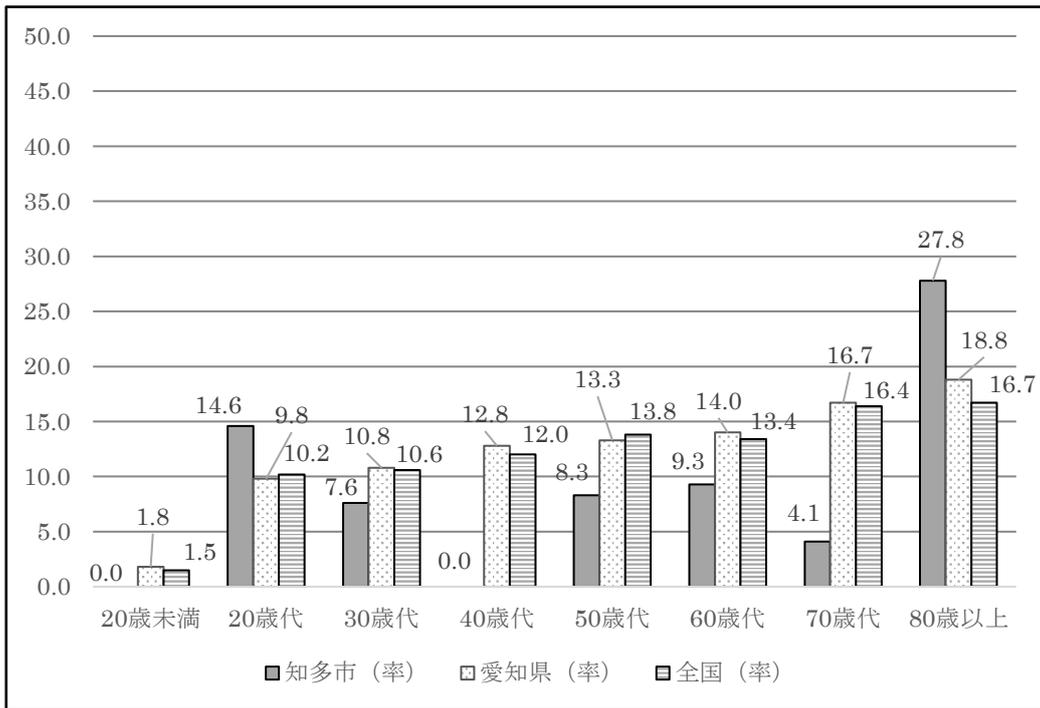
【知多市】男女別自殺者数（平成 25 年～平成 29 年合計）



自殺率の比較（男性）（人口 10 万人対）



自殺率の比較（女性）（人口 10 万人対）



資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール（2018）」

(3) 自殺者の割合と自殺率

職業・同居人の有無別にみると、男女とも「60歳以上・無職者・同居人あり」の自殺者の割合が高い傾向です。男性は、「20～39歳・無職者・同居人あり」及び「40～59歳・有職者・同居人あり」の割合も高く、特に「20～39歳・無職者・同居人あり」は全国と比べて割合、自殺率ともに高い傾向です。

自殺者の割合と自殺率（平成25年～平成29年合計）

性別	年齢階級	職業	同居	知多市				全国	
				自殺者数	割合	自殺率 (10万対)	推定人口	割合	自殺率 (10万対)
男性	20～39歳	有職者	同居	3	4.6%	9.0	6,654.5	6.1%	16.4
			独居	1	1.5%	11.0	1,816.5	3.4%	29.8
		無職者	同居	8	12.3%	148.1	1,080.5	4.8%	61.1
			独居	0	0.0%	0.0	93.5	2.3%	97.3
	40～59歳	有職者	同居	12	18.5%	25.7	9,343.0	10.3%	18.9
			独居	3	4.6%	41.4	1,451.0	4.0%	38.2
		無職者	同居	2	3.1%	76.6	522.0	5.2%	123.5
			独居	0	0.0%	0.0	139.0	4.3%	263.0
	60歳以上	有職者	同居	1	1.5%	4.7	4,244.4	4.4%	16.3
			独居	0	0.0%	0.0	472.5	1.4%	36.3
		無職者	同居	15	23.1%	43.3	6,924.6	12.8%	33.8
			独居	4	6.2%	88.1	908.5	6.8%	94.8
女性	20～39歳	有職者	同居	1	1.5%	4.8	4,198.7	1.6%	5.9
			独居	0	0.0%	0.0	412.8	0.7%	10.9
		無職者	同居	4	6.2%	19.7	4,064.3	3.2%	15.0
			独居	0	0.0%	0.0	167.2	0.8%	30.5
	40～59歳	有職者	同居	1	1.5%	4.8	4,178.6	2.0%	6.3
			独居	0	0.0%	0.0	267.3	0.5%	13.5
		無職者	同居	1	1.5%	3.3	6,139.4	5.3%	16.0
			独居	0	0.0%	0.0	323.7	1.3%	44.0
	60歳以上	有職者	同居	0	0.0%	0.0	1,275.7	0.7%	7.1
			独居	0	0.0%	0.0	190.9	0.2%	10.6
		無職者	同居	7	10.8%	13.4	10,470.3	9.8%	15.7
			独居	1	1.5%	11.2	1,778.1	4.0%	23.5

資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

※各区分の自殺率の母数とした推定人口については、平成27年国勢調査就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分しました。

※本表中の「割合」は、自殺者全体に占める割合を表しています。

(4) 場所別の自殺者数の推移

一般的に、住居地に比べて発見地の方が大幅に自殺者数の多い場合は、自殺の多発する特定の場所があると考えられますが、本市では、大きな差はみられません。

【知多市】発見、住居地別自殺者数

(人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	合計
発見地	13	7	15	16	11	62
住居地	9	13	15	15	13	65

資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

※発見地：住居地を問わず、自殺した方が知多市内で発見された人数

住居地：知多市内に居住していた方が自殺した人数

【知多市】年代別自殺者数（平成 25 年～平成 29 年合計）

(人)

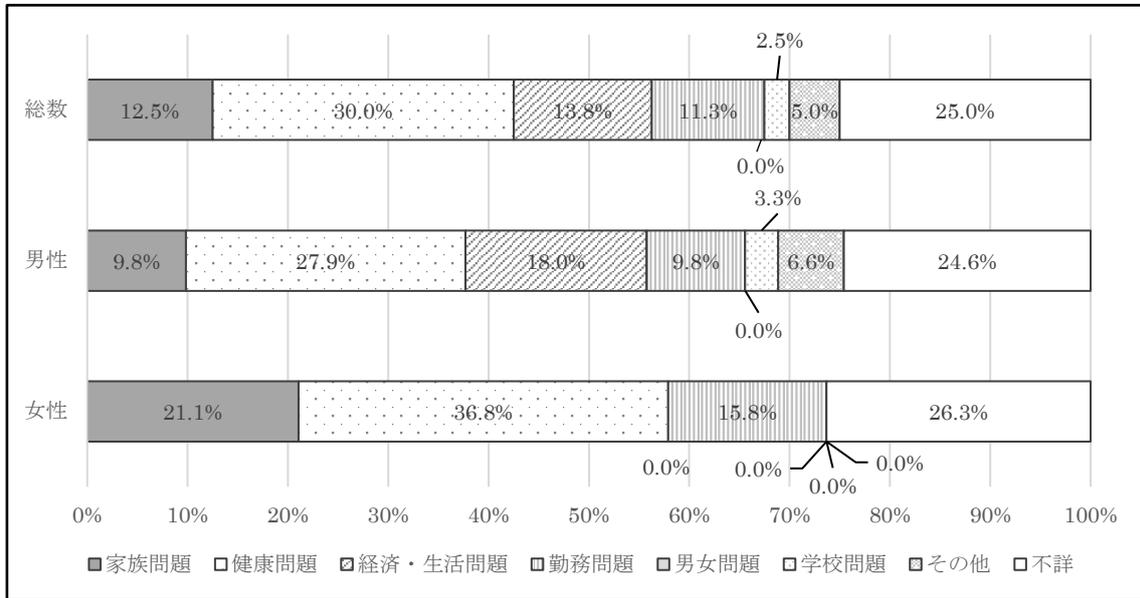
	20 歳 未満	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 代	80 歳 以上	不詳
発見地	1	7	4	10	12	9	11	8	0
住居地	1	11	6	9	10	10	10	8	0

資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

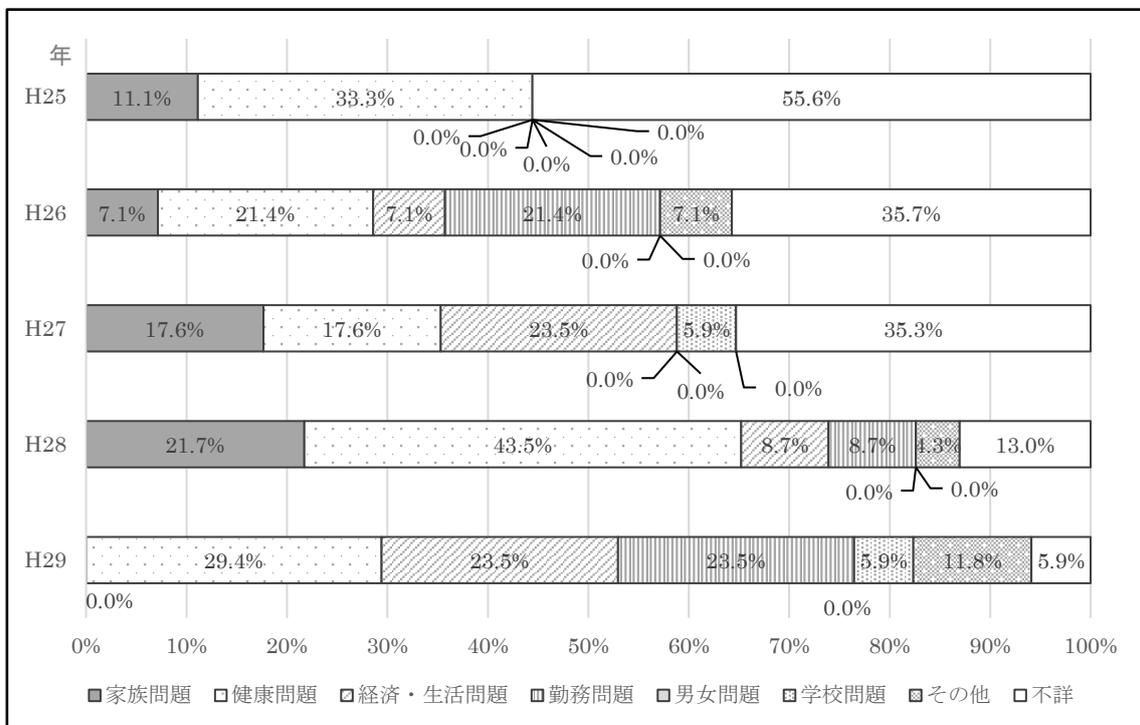
(5) 原因・動機特定者の原因・動機別自殺状況

男女別でみると、男女ともに「健康問題」が最も高くなっています。また「健康問題」以外では、男性は「経済・生活問題」、女性では「家族問題」が高くなっています。

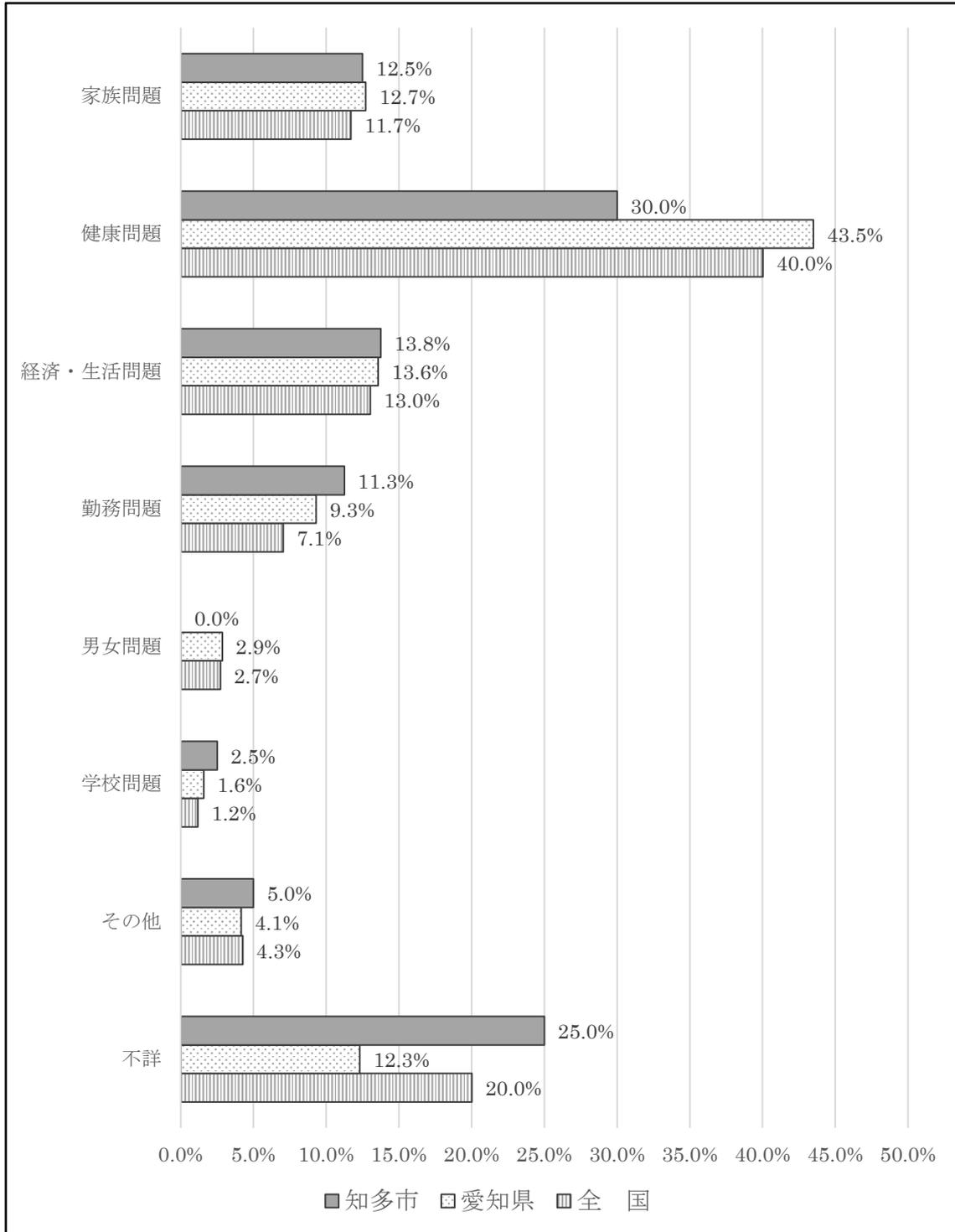
【知多市】原因別・男女別自殺者割合（平成25年～平成29年合計）



【知多市】原因別自殺者割合の推移



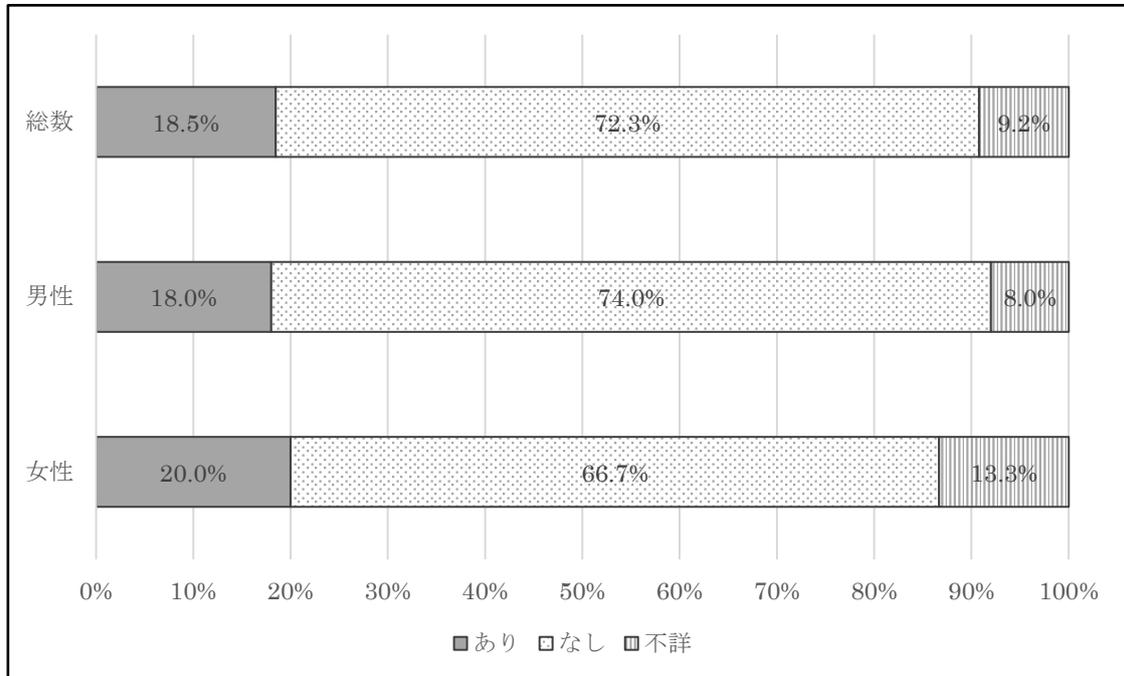
原因別自殺者割合の比較（平成 25 年～平成 29 年合計）



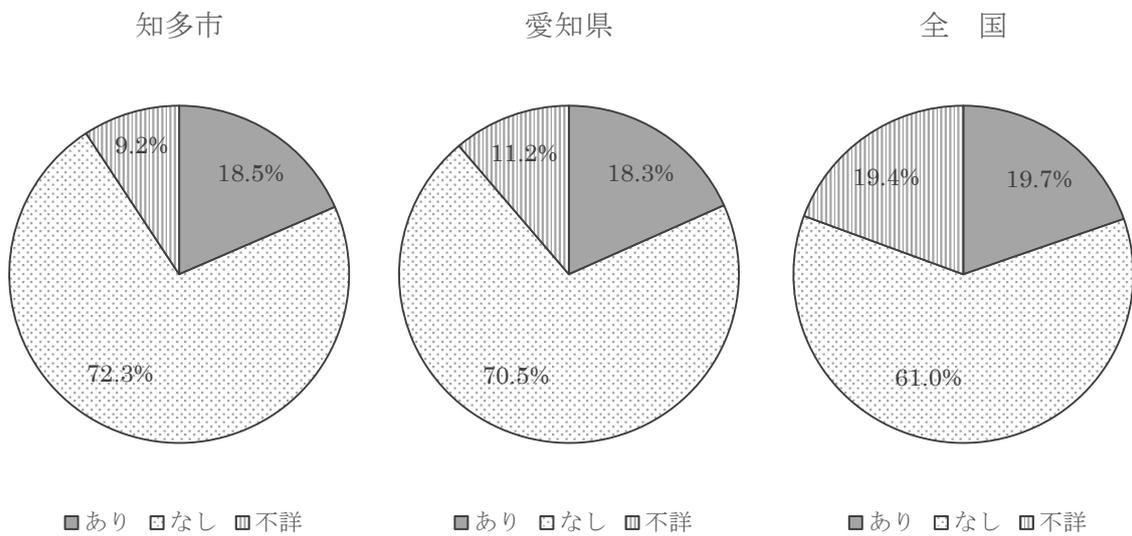
(6) 未遂歴別自殺状況

未遂歴別では、男女とも未遂歴「なし」が6割を超えています。全国・愛知県と比べ大きな差はありません。

【知多市】未遂歴別・男女別自殺者割合（平成25年～平成29年合計）



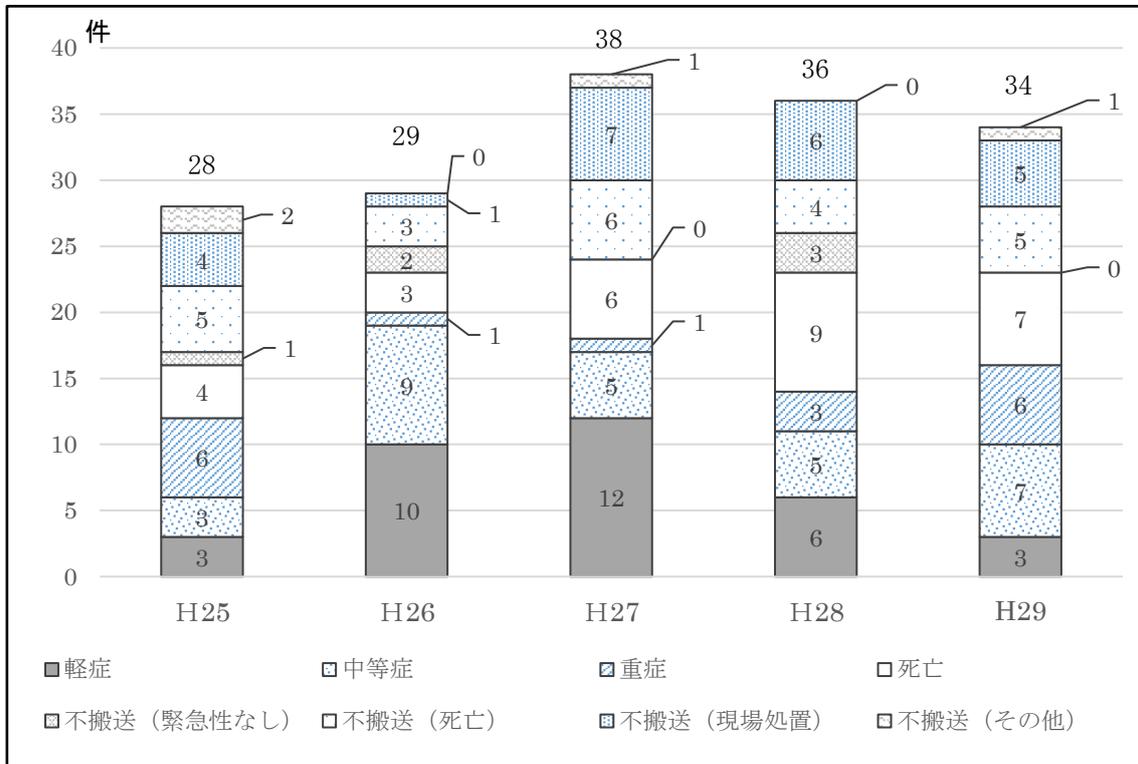
未遂歴別自殺者割合の比較（平成25年～平成29年合計）



(7) 自損行為による救急出動件数の推移

本市の自損行為*による救急出動件数は、平成 26 年までは 30 件弱で推移していましたが、平成 27 年が 38 件、平成 28 年が 36 件、平成 29 年が 34 件とやや増加しています。

【知多市】自損行為による救急出動件数の推移



資料：「市消防年報」

3 現状と課題のまとめ

本市の自殺率は、ばらつきがありますが、全国、愛知県と同様に概ね減少傾向です。

男女別では、全国的な傾向と同様に、自殺者数・自殺率ともに多くの年代で男性が女性より高い傾向がみられます。年齢別では、20 歳代及び 80 歳以上の自殺率が男女ともに高く、全国・愛知県と比較すると、特に 80 歳以上の女性の自殺率が高い状況です。また、10～50 歳代では、死因の上位を自殺が占めています。

同居人の有無別にみると、男性では 20～39 歳と 60 歳以上、女性では各世代で「同居人あり」の自殺者の割合が全国と比べ高く、特に 20～39 歳男性が高くなっています。

自殺の原因・動機としては、男女ともに「健康問題」が最も高く、次いで、男性では「経済・生活問題」が、女性では「家族問題」が高い傾向です。

このことから、自殺対策は子どもから高齢者まで幅広い年代を対象とすることが必要です。また、当事者はもとより、家族や同居人などの当事者を取り巻く人たちも含め、様々な対応が求められます。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働その他関係機関との連携を図り、包括的な支援を実施していく必要があります。

第3章 基本的な方向

1 基本理念

自殺対策基本法で示されているとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。本市では自殺対策を推進し、健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指します。また、健康日本21ちた計画の基本理念である「みんなが共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力あるまち」を受けて、次の基本理念を掲げます。

「共に気づき、つながり、いのちを大切にするまち」

2 基本目標

国は「平成38年までに自殺率を平成27年と比べて30%以上減少」させ、自殺率を13.0以下とすることを目標としています。それを踏まえ、愛知県では平成34年までに達成すべき自殺率を14.0としています。

本市では、健康日本21ちた計画において「平成34年までに自殺者数を年間10人以下」とすることを目標としています。

基本理念を実現させるため、本計画では次の基本目標を定めます。

「誰も自殺に追い込まれることのない知多市の実現」

目標・指標

項目	指標	基準値 (平成29年)	目標値 (平成35年)	資料
自殺者の減少	自殺による死亡者	13人/年 (自殺率 15.5)	10人/年 以下 (自殺率 12.2以下)	人口動態 統計

3 基本方針

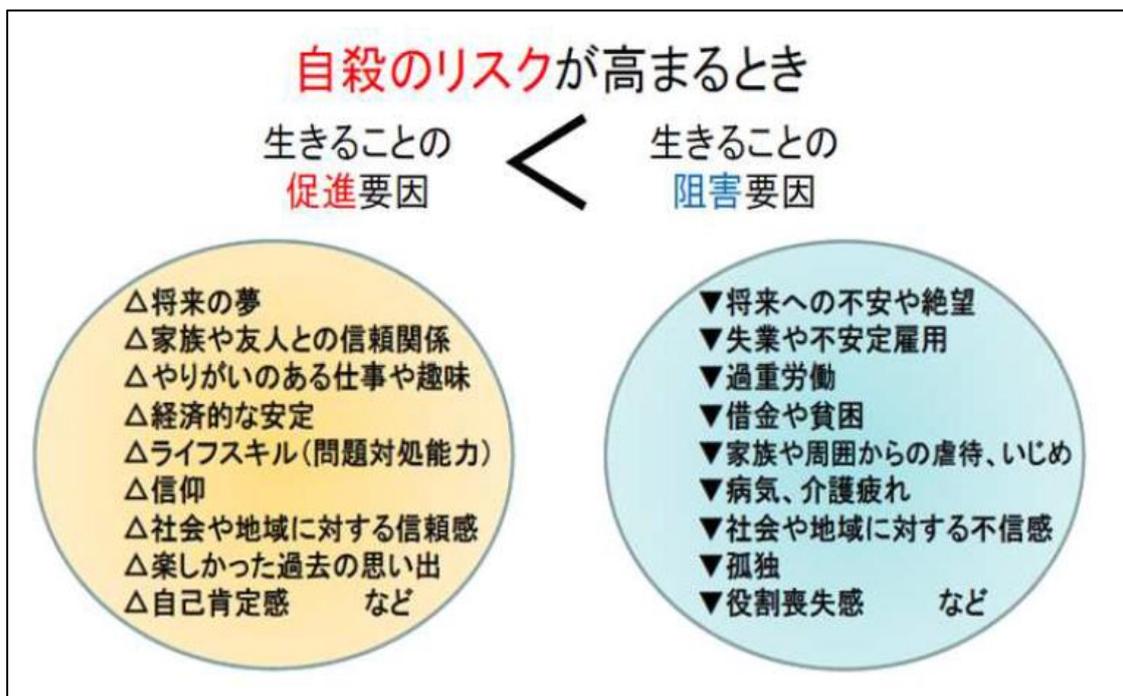
自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では次の5点を自殺対策における「基本方針」とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感*や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、病気、介護疲れ等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

図：自殺のリスクが高まる時（NPO*法人ライフリンク資料）



(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健分野での取組に加え、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ*等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会*の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度*などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め

て、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

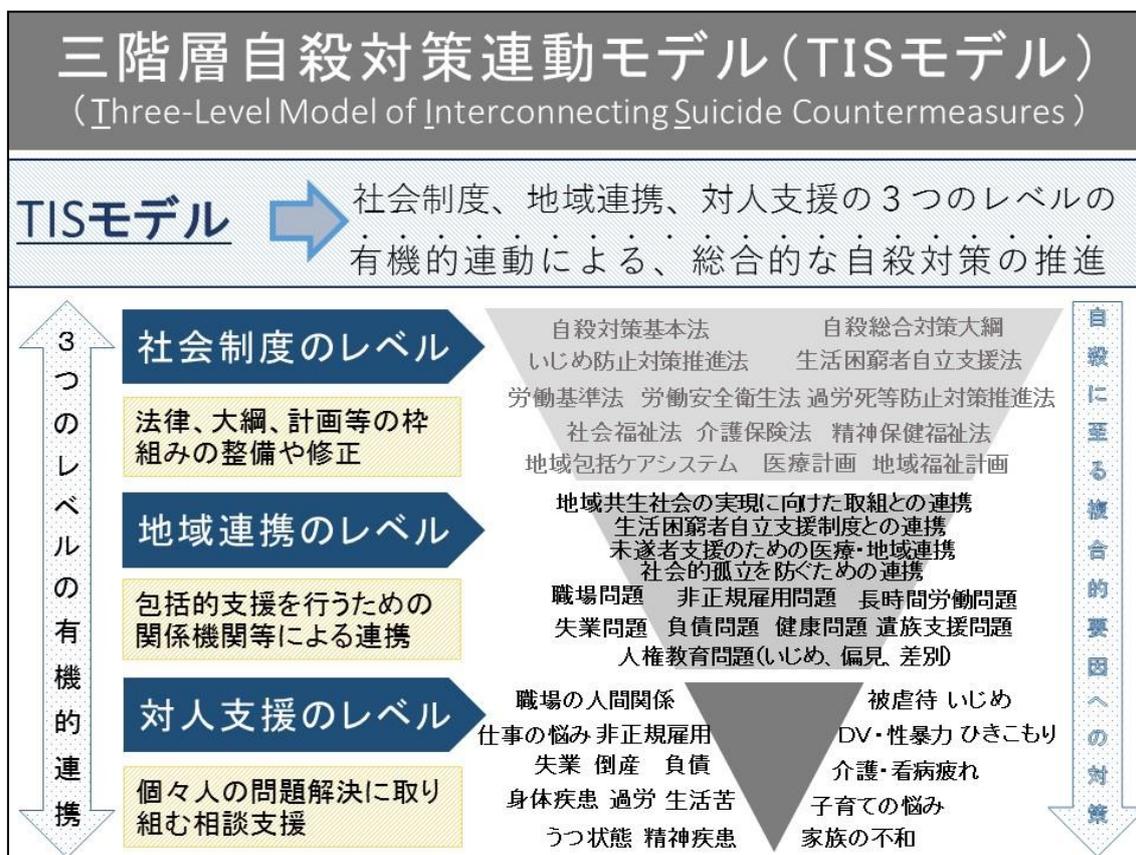
自殺対策は、社会全体における自殺リスクの低下に向け、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

図：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

誰もが身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

わが国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働*して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、住民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されています。

第4章 いのち支える自殺対策における施策

1 基本施策

全ての市町村が共通して実施することが望ましいとされている次の(1)から(5)までの「基本施策」に事業を整理し、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。様々な会議等を通じて、庁内外の関係機関が相互に連携・協働し、ネットワークを強化するとともに、他の自殺対策施策との連携の強化も図ります。

目標・指標

項目	指標	基準値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)	資料
関係機関とのネットワークの強化	ネットワークに資する会議に参加した団体数	109 団体	120 団体	担当課調べ

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

目標・指標

項目	指標	基準値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)	資料
ゲートキーパーの養成	ゲートキーパー養成講座受講人数	317 人	800 人	担当課調べ
	ゲートキーパー養成講座受講者のうち「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	80%	ゲートキーパー養成講座受講時アンケート

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深

めることも含めて、誰かに援助を求めることが適切であるという考え方が社会全体の共通認識となるよう、また、うつ病を始めとする精神疾患を持つ人への理解が進むよう積極的に普及啓発を行っていきます。

目標・指標

項目	指標	基準値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)	資料
こころの健康づくりの普及啓発	こころの体温計総アクセス数	—	10,000 回	担当課調べ

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組に加え、「生きることの促進要因」を増やすための取組を行い、生きることの包括的な支援として対策を推進します。

目標・指標

項目	指標	基準値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)	資料
地域における居場所、相談機会の確保	健康と人の絆づくり隊登録人数	1,866 人	6,000 人	担当課調べ
	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施率（入院、里帰りを除く。）	99.8%	100%	担当課調べ

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調等、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法を早い時期から身に付けておくとともに、支援先に関する情報を把握しておくことが重要です。こうしたことから本市では、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

目標・指標

項目	指標	基準値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)	資料
児童生徒の自殺 対策に資する教 育の実施	SOS の出し方に関する教育（授業等）が実施された小中学校数	15 校	15 校	担当課調べ
	自己肯定感が高い子どもの割合	—	小学生 80% 中学生 75%	担当課調べ

図：計画の構成

基本理念

「共に気づき、つながり、いのちを大切にするまち」

基本目標

「誰も自殺に追い込まれることのない知多市の実現」

●基本方針

- ・ 生きることの包括的な支援として推進
- ・ 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ・ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- ・ 実践と啓発を両輪として推進
- ・ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

●基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 事業一覧

(1) 地域におけるネットワークの強化

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
1	コミュニティづくりの推進	町内会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会を実施する。	研修会の中で自殺対策について触れることで、住民間での意識の醸成と事業の周知につながる。
2	地域ケア会議	高齢者支援について、地域の医療、介護、福祉などの多職種の支援者が、協働して課題解決を図り、関係機関のネットワークを構築するとともに、地域課題の解決に必要なサービス開発や生活支援体制を構築する。	会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築に寄与する。
3	災害時要援護者支援事業	避難行動要支援者に対する災害時の避難支援及び災害発生前の支援体制の整備のために、地域の支援者に災害時要援護名簿に登録された個人情報を提供する。	災害時要援護者名簿の情報を、個人情報に配慮した上で見守り活動を行う住民団体や自治会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民との関わり方に活用できる。
4	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	高齢者相談支援センター*、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止等ネットワーク委員会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。
5	親子ひろば事業	子育て支援関係機関や子育て支援ボランティア、子育てサークル等のネットワークと連携し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。	子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
6	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。
7	若者支援センター事業	若者支援地域協議会を開催する。	協議会において、困難を抱える若者に関する機関が情報を共有し、実務上の連携の基礎を築くことで、適切な支援につなげる機会とする。
8	児童虐待防止啓発事業	(1) 要保護児童対策地域協議会の運営をする。 (2) 児童虐待防止を啓発する。	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減につながる。また、被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクを高める要因にもなるため、児童虐待防止は極めて重要である。
9	保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援する。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
1	市税の納付に対する納税相談	住民及び滞納者から納税に関する相談を受け付ける。	市税の納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉えることができる。相談を受けたり徴収を行う職員等がゲートキーパー養成講座を受講することで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
2	愛知県知多 地方税滞納 整理機構	自治体税の徴収事務を行う。	市税の納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉えることができる。相談を受けたり徴収を行う職員等がゲートキーパー養成講座を受講することで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。
3	障がい者基 幹相談支援 センター事 業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。
4	障がい者相 談員による 相談業務 (身体・知的障がい者 相談員)	行政より委託した障がい者相談員による相談を行う。	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 相談員を対象にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる。
5	手話通訳者 等設置事業	市の設置する市内の公共施設等において手話通訳を実施することにより、聴覚障がい者等に対する円滑なコミュニケーションを推進する。	設置手話通訳者にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
6	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置する。	対応を行う職員がゲートキーパー養成講座を受講することで、虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援し、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなる。
7	障がい児支援に関する事務及び利用者支援事業	在宅障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、療育・相談体制の充実を図るとともに、支援事業所等の有する機能を把握し、各種福祉サービス情報の提供、調整を行い、障がい児等及びその家族の福祉の向上を図る。	障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し、自殺リスクを抱える可能性もある。 対応を行う職員にゲートキーパー養成講座を実施することで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解ができ、問題を抱えている場合には、適切な窓口へつなぐ等の対応を図ることができる。
8	理髪サービス事業	在宅の寝たきり高齢者で低所得の方に対して、協力理髪店による出張理髪サービスを行うことにより、健康で安らかな生活及び保健衛生の向上を図るとともに、福祉の増進を図る。	理髪サービスを行う業者にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる。
9	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れや心につながる危険性もある。認知症サポーターにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる。
10	ゲートキーパー養成講座	自殺のリスクが高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ人材の養成を行う。	地域における様々な方に対してゲートキーパー養成講座を行うことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにするとともに、地域で見守り支えあうための体制を構築することができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
11	栄養教室 (食生活改善推進員養成講座)	食生活改善推進員の養成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようにする。
12	健康づくりリーダー活動支援事業	愛知県が養成している愛知県健康づくりリーダーと行政機関が連携を図り、健康なまちづくりを推進する。地域での健康づくりの普及啓発を図る。	愛知県健康づくりリーダーにゲートキーパー養成講座を受講してもらい、地域の高齢者の状態把握について理解を深めてもらうことにより、愛知県健康づくりリーダーが自殺のリスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるようにする。
13	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間、保護者のいない家庭の児童を放課後及び長期休業中に、学校の余裕教室等を使用して、適切な遊び及び生活の場の提供を行う。	放課後児童クラブの指導員が育成を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 また、指導員がゲートキーパー養成講座を受講することで、問題を抱えている保護者や子どもに必要な機関へつなぐ等の対応を図ることができる。
14	利用者支援事業	子育てコーディネーターを配置して子育てに関する悩みや相談に応じ、個別のニーズに対応したサービスの情報を提供し、適切な子育て支援施設や関連機関へつなぐ。	コーディネーターがゲートキーパー養成講座を受講することで、保護者から相談があった場合に適切な機関へつなぐ等、コーディネーターが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。
15	母子・父子自立支援員による相談事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員による相談事業を実施する。	自立支援員がゲートキーパー養成講座を受講することで、自殺リスクの高いひとり親家庭を他の機関へつなぐ等の対応を図ることができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
16	家庭児童相談事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談を実施する。	相談員がゲートキーパー養成講座を受講することで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を図ることができる。
17	青少年リーダー育成事業	青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を目的に青少年リーダー育成事業を実施する。	青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立する危険性が高いため、青少年たちの集う場や機会の創設・運営を支援することで、健全育成を図ることができる。
18	保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施。保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談。	保育士がゲートキーパー養成講座を受講することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。
19	保育料等納入促進事業	(1) 保育所等による保育料納入勧奨指導 保育所長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。 (2) 納入しやすい環境整備 保育料の滞納縮減に努める。 (3) 滞納整理の強化 滞納者の実態調査や夜間訪問を実施し、収納業務を強化する。	保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えている、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われる。 職員がゲートキーパー養成講座を受講することで、そうした保護者を適切な機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。
20	農村生活アドバイザー事業	農業経営や農村生活の向上及び地域の活性化に関する情報交換会などの開催をする。	農村生活アドバイザーにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、自殺リスクのありそうな生産者から相談を受けた場合には、農村生活アドバイザーが適切な相談機関へとつなぐ等の対応を取れるようになる。

(3) 住民への啓発と周知

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
1	情報発信の場の提供	生きる支援に関連する広報、啓発の一環として、市役所庁舎を情報提供の場として使用する。	各事業主体が作成するポスターや懸垂幕の掲示、リーフレットの配架の場として市役所の掲示板等を提供する。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
2	市長記者会見	市長自らが行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的としている。	「いのち支える自殺対策」等に関する具体的な取組等がある場合は、記者会見の報告項目に盛り込むことで、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図る。
3	福祉フェスティバル	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、福祉交流やボランティア活動を広げることがを目的に開催する。	福祉フェスティバルで生きることの包括的な支援に関するブースや展示等を行うことで、住民に対する情報発信の機会とすることができる。
4	ガイドブック事業	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。
5	福祉施設事業	地域に居住する高齢者に対し、通いの場、交流の場としての活用や、浴場を利用してもらうことで、高齢者の生きがいづくりの促進と健康増進を図る。	高齢者の相談機関窓口の案内等を福祉施設の受付に配架することで、高齢者への相談先情報等の周知の機会とする。
6	こころの健康に関する出前講座の実施	こころの健康に関する出前講座の依頼があった団体へ集団指導を行い、普及啓発を図る。	出前講座の中で自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。
7	相談窓口の一覧作成	自殺予防に関する相談窓口の一覧を作成し、相談時に活用する。	自殺予防に関する相談に応じる際に、支援者側が共通の相談窓口を把握していることで、誰が対応しても、必要があれば保健師や他機関につなぐなどの対応を取ることができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
8	精神保健対策（普及啓発事業）	9月の自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）と3月の自殺対策強化月間を中心に自殺予防の普及啓発を実施する。	自殺予防を呼びかけるのぼり旗等を掲げ、相談先を書いた啓発物品を窓口に設置及び街頭で配布することで、自殺予防の普及啓発の機会となる。
9	こころの体温計	インターネット上で自己問診形式のセルフチェックを行い、自身や周りの方のこころの健康を判定する。また、セルフチェックの結果こころの健康がよくなかった方には、相談先の情報提供を行う。	こころの健康を判定することにより、自身の置かれている状況を客観的に把握することができ、自殺リスクのある方が相談をするきっかけになる。加えて、セルフチェック利用者に対し、こころの健康の理解促進を図ることができる。
10	消費生活関連イベントの開催	消費者問題が複雑・多様化していることから、消費者情報の発信や消費者啓発を積極的に行うための展示型イベントを開催する。	消費生活に関するイベントにおいて、悪質商法被害防止に関するテーマでの展示を行うことで、住民意識の啓発や理解の促進を図り、自殺のきっかけの一つとなってしまうような悪質商法の深刻な金銭的被害を未然に防止できる。
11	自殺予防パンフレットの配布	自殺予防パンフレットを救急法等の講習時に配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。
12	図書館の管理	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実、映画会、お話し会等の開催及び教育、文化サービスを提供する。	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に情報提供の場として活用し、また学校に行きづらいている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となる。

(4) 生きることの促進要因への支援

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
1	国民健康保険税の納付に対する納税相談	住民及び滞納者から納税に関する相談を受け付ける。	国民健康保険税の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。納付計画の確認を行う中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
2	防災まちづくり事業	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 地域防災計画においてメンタルヘルス*の重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進する。
3	職員の健康管理事務	ストレスチェック及び人事相談を行う。	健康状態の把握、健康管理のため、全職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス者への面談等を行い、心身面の健康の維持・増進を図る。また、悩み事、困り事等の相談を受けることで、現状を把握することができる。
4	生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査を行う。	生活保護受給者は、受給していない人比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となる。
5	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を行う。	扶助支給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ*策となる。
6	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業を行う。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要である。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
7	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	住居確保給付金に関する事務を行う。	住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となる。
8	フードバンク事業	社会福祉協議会*にて、賞味期限が近くなった等で商品として売れなくなった商品を集め、緊急的に食料が必要な生活困窮家庭に対し、提供する。	生活困窮家庭へ食料を提供する際に行う生活状況等の聞き取りがアウトリーチ策になる。
9	生活一時つなぎ資金貸付事業	社会福祉協議会にて、住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を迅速かつ無利子で貸し付けている。	資金の貸与時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能である。
10	生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	家計改善支援事業を行う。	多重債務等の金銭トラブルは自殺リスクを高めると考えられる。債務整理や生活福祉資金等の貸付を案内する等の支援を行うことで生活を安定させる機会となる。
11	路上生活者に対する事務	緊急一時保護事業・自立支援事業を行う。	路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障がいを抱えている方が少なくない。見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策となる。
12	障がい児支援に関する事務及び利用者支援事業	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児相談支援の支給決定を行う。 相談内容に応じたサービス、機関に支援をつなぐ。	障がい児への通所サービスや相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与する。 また、申請時や相談時に児童に対する課題・悩み等を聞き取るにより、必要なサービスの提供につなげ、保護者・児童の負担軽減を図ることができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
13	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をする。	地域包括ケアシステムは、自殺対策との連動を進める上での重要な役割を担い得る。 また、それぞれの拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは生きることの包括的支援にもなる。
14	高齢者相談窓口	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関することを高齢者相談支援センターと連携を図り、相談内容に対応する。	介護は当人や家族にとっての負担が少なく、時に自殺リスクにつながる場合もある。介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、生きることの包括的支援にもつながる。
15	認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	認知症の当人やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与する。
16	サロンの開設	地域でのサロン開設に係る経費の助成等により、関係団体と連携し支援を行う。	高齢者を始めとした地域の方が集い交流できる場を設けることで、生活や介護の悩み、閉じこもり、社会的孤立等の自殺リスクの負担軽減に寄与する。また、参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談につなげることができる。
17	健康日本21ちた計画	(1) 健康づくり推進会議及び健康づくり推進会議作業部会の運営をする。 (2) 重点項目を中心とした計画の推進及び周知をする。	健康日本21ちた計画と連動し、自殺対策を総合的に推進する。
18	母子保健(母子健康手帳等交付)	母子健康手帳及び妊婦等健康診査受診票交付時に保健師又は助産師が面接を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実への端緒とする。	妊婦等に対して保健師、助産師による面接を実施することにより、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
19	母子保健 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児をもつ家庭を訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う。	母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。
20	母子保健 (保健師等による訪問指導)	乳幼児のいる家庭を訪問し、相談、情報提供を行う。	当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となる。
21	母子保健 (育児相談、産前産後サポート相談)	産前産後の方や乳児をもつ保護者に対して、保健師、助産師が相談を受け、必要な助言及び指導を行う。	核家族化、地域コミュニケーションの希薄化、育児情報の氾濫といった問題の内在する社会の中で、育児に対して不安を抱き困惑している母親が多い。産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。早期の段階から関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもなる。
22	母子保健 (産後ケア事業)	産後4か月未満の母親及び乳児のうち、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者で、産後に心身の不調又は育児不安等がある者に対して、母体ケア及び乳児ケア並びに今後の育児に資する指導等を行う。	産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながる。
23	母子保健 (すくすくクリニック)	運動、精神発達や発育、育児等で心配のある親子に対して相談に応じ、医療機関等専門機関の情報を提供する。	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減につながる。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、生きることの包括的支援にもなる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
24	離乳食講習会の実施	離乳食の進め方に関する講習会を開催する。	離乳食に関する講習会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となる。
25	歯の健康教室（2歳児、2歳6か月児歯科健康診査）虫歯予防教室	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となる。生活困窮家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開でき、そうした支援は生きることの包括的支援にもつながる。
26	健康なんでも相談	市民が気軽に相談できる場を設け、保健指導を行う。	健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となる。相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば保健師や他機関につなぐなどの対応をとることにより、支援への接点となる。
27	精神保健（精神障がい者と家族への個別支援）	精神障がい者（疑い含む。）及びその家族への個別支援を行う。	精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。個別支援を行うことで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながる。
28	精神保健対策（こころの健康相談）	市民が気軽に精神保健福祉士相談できる場を設け、必要な助言・指導を行う。	精神保健福祉士による相談を受けられる機会を設け、日常生活上の悩みや不安を軽減し、こころの健康づくりを支援する。
29	「健康と人の絆づくり隊」推進事業	市民の運動習慣の定着化と健康意識の向上を目的に、家庭、職場、コミュニティなどの仲間です定期的にラジオ体操を実施するグループを登録し、ラジオ体操を通じて人と人の絆（コミュニケーション）づくりへとつなげる。	地域や職場において集い交流できる場を設けることにより、生活や仕事における悩み、社会的孤立、閉じこもり等の自殺リスクの負担軽減に寄与する。また、参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談につなげることができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
30	子どもの学習支援事業	経済的な理由や家庭の事情で家庭での学習が困難であり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に、大学生などの地域のボランティアが学校の宿題などの学習支援を行うとともに学校や将来についての相談にのり、学習支援を推進する。	中学生向けの学習支援は、居場所を提供することにつながる。また、中学生との日常的な関わりを通じて、学校や家庭の状況等を含めた問題の把握ができれば、困難な状況にある若年層を支援する上での有効な窓口として機能する。
31	親子ひろば事業	子育て中の親子に交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報提供、講習会等を実施する。	子育て中の親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等による自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。また、参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談につなげることができる。
32	家庭児童相談事業	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行う。	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり自殺リスクの軽減にもつながる。
33	子育て短期支援事業	就労・疾病等で児童の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。	子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を知る機会となる。 保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点になる。
34	女性のためのカウンセリング	男女共同参画センターで「女性のためのカウンセリング」を実施する。	様々な問題の相談に応じており、女性が何かしらの困難に直面した際の最初の相談窓口となっている。関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性への生きることの包括的支援の窓口となる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
35	若年者の就労	若者支援センターで若者就労カウンセリング・若者就労体験を実施する。	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）である。また心の悩みを抱えた若年者への生きることの包括的な支援にもなる。
36	D V *対策事業	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護・自立支援を行う。	配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減を図る。
37	青少年健全育成事業	青少年の非行防止及び健全育成を図るため、次の事業を行う。 (1) 青少年健全育成のための広報啓発活動 (2) 青少年健全育成地域推進員によるあいさつ運動、夜間パトロール等	街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくないので、青少年健全育成地域推進員が青少年の変化に気付くことができる。
38	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	犬や猫の多頭飼育に関するトラブルは、精神疾患の悪化に起因すると考えられるものが多く、自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくないので、適切な相談機関の紹介や他課との連携により早期解決を図ることで、自殺リスクを軽減することができる。
39	消費生活対策事務	知多市消費生活センターで消費生活相談を実施する。	消費生活に関する相談では、幅広い悩みやトラブルの解決に協力しており、自殺の要因の一つとなってしまうような重大な金銭的トラブル等を、相談者と一緒になって解決していくことで、生きることへの包括的な支援の一つとなる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
40	生活安定対策事業（若年者の就労相談）	ちた地域若者サポートステーションによる若者就労カウンセリングを実施する。	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）でもある。基本となるキャリアコンサルティングから、職場体験、就活合宿等、さまざまな就労に向けての支援体制を整えることで、若年者への生きることの包括的な支援（自殺対策）にもなる。
41	公営住宅管理事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、管理事務・公募事務の中で、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり、必要に応じて関係部署と連携を図る。
42	土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務（路上生活者への対応等）を行う。	道路、橋りょう（歩道橋を含む。）及び河川堤などを定期的に巡視し、路上生活者やその痕跡等を発見したときは、福祉担当課に速やかに連絡するとともに、連携を行う。
43	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	公園・児童遊園等の管理に関する事務・公園施設の維持補修に関する事務・公園等の整備に関する事務を行う。	日常の巡回の中で、公園利用者へ挨拶等の声掛けを行うことで、精神疾患等で思いつめている人の手助けとなる。
44	中学校部活動推進事業	中学校の部活動について、学校が継続的に活動できる体制を構築することで、各中学校の部活動の改善と充実を図り、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにする。	部活動の監督指導は、多忙な教員にとって大きな負担となっている。部活動ガイドラインを作成して、保護者の理解を得ながら、休日を確保しながら部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援を強化する。
45	学校職員安全衛生管理事業	学校医を任命し、職員の健康管理を行う。校内安全衛生委員会を開催する。	学校職員（児童生徒の支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。
46	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、ストレスチェックの結果を活用し、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげるなど、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図ることができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
47	多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開する。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
1	ふれあい体験事業	小中学生と乳幼児の親子が参加できる交流事業を実施する。	<p>小中学校での「赤ちゃんとのふれあい体験」を通し、児童生徒が、自分自身や家族がかげがえのない存在である事を体感し、命の大切さを学ぶ機会となる。</p> <p>また、参加した親は、児童生徒との触れ合いを通して子どもの成長や将来をイメージするとともに、次世代育成の支援という社会貢献に関わることで、自身の子育ての評価や自己肯定感を高めることができる。</p>
2	子どもの学習支援事業	大学生ボランティア等が中学生を対象に、週1回、学習支援を行う。	<p>年齢が近い大学生と接触する中で、中学生が自身や家庭の問題・悩み等を相談する機会となる。</p> <p>大学生のボランティアに、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割が担える。</p>
3	スクールキャンパス啓発事業	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、中学生や高校生向けの悪質商法の防止に関する出前講座を実施する。	学生向けの悪質商法被害防止に関する出前講座の内容の中に、いざトラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法を入れ込むことで、「SOSの出し方に関する教育」の実践にもなる。
4	広報活動事業（ホームページによる情報発信含む。）	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供する。	学校だよりやホームページ等で伝えることにより、住民に対して取組情報を周知することができる。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
5	就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性がある。 個々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・協力して行うことで、そうした困難を軽減し得る。また、児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与する。
6	学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になる。
7	生活指導・健全育成	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、指導体制を充実させる。	問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となる。
8	キャリア・スクールプロジェクト事業	中学校で行われている職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とする。	実習体験の機会に、働くことの意義や苦勞などを学ぶことができる。勤勞に関する課題学習をすることで、生徒が早い段階からその対処法などを考えることができる。
9	アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	道徳教育などで命の大切さについて考える授業を行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図る。

No.	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容
10	いじめ防止対策事業	講演会の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与する。 講演会開催時に保護者や教職員に対して、子どもとの関わり方等について研修する。
11	教育相談（いじめ含む。）	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	学校以外場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与する。 保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報を提供することもできる。
12	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になる。
13	不登校児童生徒対策	不登校や不登校傾向にある児童及び生徒やその家族が、日常とは違う生活環境の中で、体験活動や交流活動等を行うことを通して、当事者同士のつながりの形成と強化を図る。	適応指導教室にて、不登校の子どもとその家族が相互に交流できる機会を提供することで、当事者同士のコミュニケーションを図ることができる。

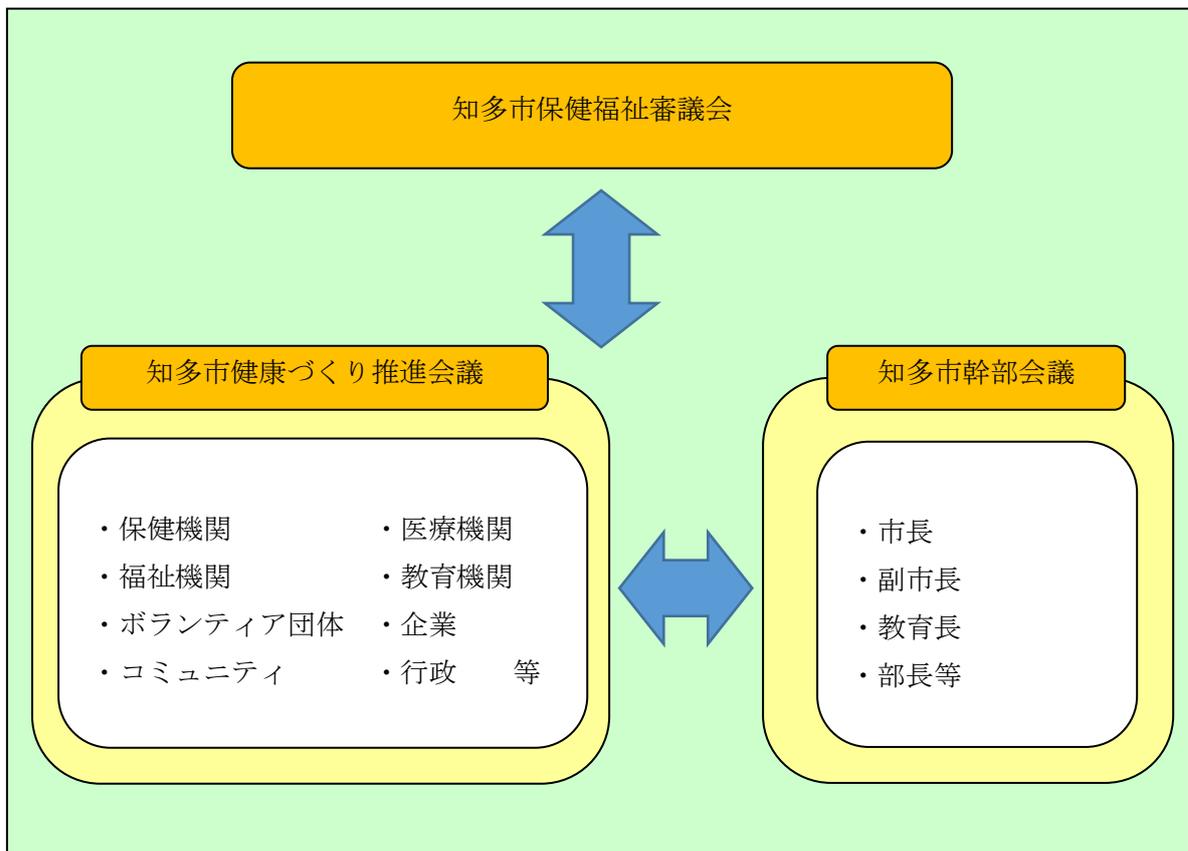
第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければなりません。そのため、行政において庁内で横断的な体制を整えるだけでなく、地域の構成主体とも連携し、お互いが支え合い力を合わせることで、誰も自殺に追い込まれることのない環境をつくることが重要です。

2 計画の進行管理

上記を踏まえ、本計画は、保健機関、医療機関、福祉機関等の代表で構成する「知多市健康づくり推進会議」で進行管理を行い、その結果を保健福祉審議会及び市幹部へ報告等することで、地域の健康課題についての認識を共有し、各団体と連携、協力して自殺対策を推進します。



參考資料

用語説明

	用語	説明
あ	アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。
え	NPO	ある特定の社会的使命を追究するために、営利を目的とせず、行政から独立した民間の自発的な組織として継続的に保健・医療・福祉の増進やまちづくりの推進等多様な活動を行い、何らかの社会サービスを提供している団体のこと。
き	希死念慮	死にたいと願うこと。
	協働	市民、コミュニティ、町内会、市民活動団体、事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所などが、それぞれ対等な関係で連携し、適切に役割を分担しながら協力し合うこと。
け	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
こ	高齢化率	総人口又はある地域の人口に、65歳以上の高齢者人口が占める割合のこと。
	高齢者相談支援センター	介護保険法で定められた機関で、地域支援事業及び介護予防支援事業として、地域の高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う地域の中核機関。介護保険法では「地域包括支援センター」というが、市では市民に分かりやすい名称として定めている。
	コーホート法のセンサス変化率法	コーホート法は、ある期間に出生した集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法。センサス変化率法は、コーホート法の推計方法の一つで、生存率・移動率を加味しないで男女・年齢別人口を推計する方法。
し	社会福祉協議会	「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、住民やボランティア、市民団体などとともに、地域福祉活動などを推進することを目的とした営利を目的としない民間団体。
	自己肯定感	自己を肯定し、自分の存在意義や存在価値を認める感情のこと。
	自殺対策基本法	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して自殺対策を総合的に推進し、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に制定された法律。平成18年6月に公布され、同年10月に施行。
	自損行為	明らかな自殺の意図がある行為で、致死率も高い。一方、自らを傷つけることによって何らかの安心感、満足感等を得る行為を、自傷行為と言い、致死率は低い。

	用語	説明
せ	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者が困窮状態から早期に脱出することを支援するため、関係機関と連携し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施する制度。
	性的マイノリティ	性的少数派を総称することば。同性愛者、両性愛者、性同一性障害者などが含まれる。
ち	地域共生社会	高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会のこと。
て	DV	「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの身体的、精神的、経済的、性的暴力を指す。現状では男性から女性に対する暴力がほとんどであり、女性の人権を著しく侵害する重大な問題である。
め	メンタルヘルス	精神面における健康、こころの健康のこと。

知多市健康づくり推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康づくりに関する計画（以下「計画」という。）を推進するために設置する知多市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画を推進するための協議及び調整に関すること。
- (2) 計画の進行状況の管理並びに評価及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる団体等を代表する者又は当該団体等が指名する者及び健康部長をもって組織し、その定数は20名以内とする。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、健康部長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くこ

とができる。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会の設置)

第7条 推進会議の所掌事務を円滑に遂行するため、推進会議に別表第2に掲げる課の職員から選任する者及び健康部健康推進課長で構成する作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会に部会長を置き、部会長は健康部健康推進課長をもって充てる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康部健康推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(健康日本21ちた計画推進協議会設置要綱の廃止)

- 2 健康日本21ちた計画推進協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	知多郡医師会知多市医師団
2	知多市歯科医師会
3	知多市薬剤師会
4	あいち健康の森健康科学総合センター
5	愛知県知多保健所
6	知多保健所管内栄養士会
7	知多市健康づくり食生活改善協議会
8	知多市コミュニティ連絡協議会
9	岡田コミュニティ健康なまちづくり部会
10	知多市内事業所
11	知多市商工会
12	あいち知多農業協同組合
13	愛知県健康づくりリーダー連絡協議会知多支部
14	知多市スポーツ推進委員会
15	愛知県食品衛生協会知多支部
16	知多市社会福祉協議会
17	知多市教育研究会学校保健部会養護教諭部会

別表第2（第7条関係）

1	企画部企画情報課
2	市民生活部市民協働課
3	福祉部福祉課
4	福祉部長寿課
5	健康部保険医療課
6	子ども未来部子ども若者支援課
7	子ども未来部幼児保育課
8	環境経済部商工振興課
9	環境経済部農業振興課
10	消防署
11	教育部学校教育課
12	教育部生涯学習課
13	教育部生涯スポーツ課

知多市健康づくり推進会議委員名簿

氏名	所属団体名簿
鰐部 春松	知多郡医師会知多市医師団
齋田 安伸	知多市歯科医師会
長坂 信介	知多市薬剤師会
村本 あき子	あいち健康の森健康科学総合センター
山本 恒子	愛知県知多保健所
早川 芳枝	知多保健所管内栄養士会
谷口 登代子	知多市健康づくり食生活改善協議会
山口 幸治	知多市コミュニティ連絡協議会
朝岡 守	岡田コミュニティ健康なまちづくり部会
加藤 達人	知多市内事業所
深谷 昌弘	知多市商工会
山本 経利	あいち知多農業協同組合
辻川 政子	愛知県健康づくりリーダー連絡協議会知多支部
木屋 恵津子	知多市スポーツ推進委員会
森田 晃史	愛知県食品衛生協会知多支部
杉江 昌樹	知多市社会福祉協議会
宮下 利恵	知多市教育研究会学校保健部会養護教諭部会
市田 政充	健康部長

(順不同・敬称略)

知多市健康づくり推進会議作業部会委員名簿

氏名	所属課
西岡 美緒	企画部企画情報課
稲葉 耕作	市民生活部市民協働課
越尾 崇矢	福祉部福祉課
山本 浩己	福祉部長寿課
森下 剛	健康部健康推進課
甲斐 瞳	健康部保険医療課
石川 美紀	子ども未来部子ども若者支援課
神谷 靖野	子ども未来部幼児保育課
富田 和哉	環境経済部商工振興課
花井 謙一	環境経済部農業振興課
齊藤 ゆかり	消防署
竹内 忍	教育部学校教育課
長尾 夕貴	教育部生涯学習課
竹内 俊介	教育部生涯スポーツ課

(順不同・敬称略)

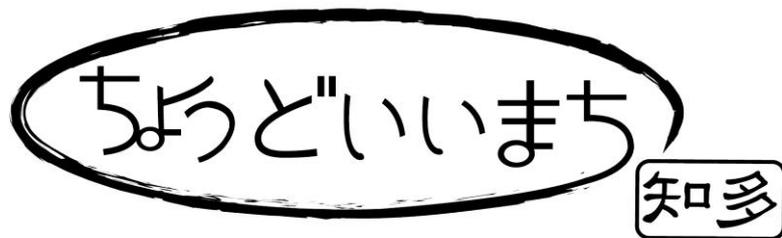
知多市健康づくり推進会議等の開催経過

1 知多市健康づくり推進会議

	日時	内容
1	平成30年7月13日(金) 13:30~15:00	・自殺対策計画(案)の策定について
2	平成30年10月24日(水) 13:30~15:00	・自殺対策計画(案)について
3	平成31年1月31日(木) 13:30~15:00	・自殺対策計画(案)について ・自殺対策計画アクションプラン(案) について

2 知多市健康づくり推進会議作業部会

	日時	内容
1	平成30年6月7日(木) 9:30~10:30	・自殺対策計画策定の進め方について
2	平成30年6月27日(水) 13:30~14:30	・自殺対策計画(案)について
3	平成30年8月29日(水) 9:30~10:00	・自殺対策計画(案)について
4	平成30年10月3日(水) 13:30~14:30	・自殺対策計画(案)について ・自殺対策計画関連事業進行シート(案) について
5	平成31年1月28日(月) 10:00~11:00	・自殺対策計画(案)について ・自殺対策計画アクションプラン(案) について



知多市自殺対策計画

平成 31 年 3 月策定

知多市健康部健康推進課

〒478-0017 知多市新知字永井 2 番地の 1 知多市保健センター内

電 話 0562-54-1300 (直通) F A X 0562-55-3838

U R L <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail hokennet@city.chita.lg.jp